

第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解

第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第5章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は3件であった。

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解は、表 7.1-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 7.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
景観	<p>1.景観悪化への懸念</p> <p>●景観の悪化についての懸念と危惧</p> <p>巨大で高層な物流倉庫等が建設された場合には、秩父の山並みや富士山の全景、眺望が大きなダメージを受け台無しになってしまうのではないかと大変心配し、生活環境の維持、特に周辺地域の景観の維持・保全について強い懸念を持つとともに、大きな危惧を抱いている。</p> <p>環境影響評価調査の的確な実施とともに景観保全を主眼とした地区計画の策定等が必要だと思う。</p>	<p>周辺地域の景観への影響については、環境影響評価制度に基づき、景観にも配慮した地区計画の策定を致しました。</p>
	<p>2.調査計画書への修正要望(ページは概要版)</p> <p>・67 ページ「4.11 景観(1) 現況調査 ①調査内容 ウ.主要な眺望景観」について、次の文言を追加する。(アンダーライン部分)「調査項目は、主要な眺望地点における主な眺望の方向、眺望の構成要素の状況(秩父の山並み、富士山、工作物、水田及び畑地等の耕作地等)とする。」</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第10章 10.11 景観に「山並み、富士山」を追記しました。</p>
	<p>・69 ページ「4.11 景観(1) 現況調査③調査地域・地点(景観の現地調査地点)」について、景観の現地調査地点を4ヶ所増やすこと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ現地調査地点を追加致しました。</p>
	<p>・70 ページ「4.11 景観(2) 予測②予測方法イ.主要な眺望地点の状況及び主な眺望景観」について、フォトモンタージュの建物高さを、いくつかのケースに分けて複数作成し、予測については、どの程度秩父の山並みや富士山が見えなくなるかに着目して行ってほしい。</p>	<p>秩父の山並みの垂直見込角は約 2°、富士山の垂直見込角は約 2.5° と小さいため、眺望地点によっては高さ 5mの建物でも、秩父の山並みや富士山等の山々のスカイラインよりも高くなります。このため、建築物の高さを下げた場合でも、全ての場所で秩父の山並みや富士山等の山々のスカイラインに影響を及ぼさないよう配慮するのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しいものと考えております。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ調査計画書時より調査地点数を増やし、どの位置でどの程度秩父の山並みや富士山が見えなくなるかに着目して予測・評価を行いました。</p>
	<p>・70 ページ「(3) 評価②環境の保全に関する配慮方針」について、次の文章を追加すること。</p> <p>「これまでの秩父の山並みや富士山の全景などの美しい景観が、企業の立地により損なわれないように、建築物の高さの最高限度の規制(高さ制限)を行う。」</p>	<p>前述のとおり、すべての場所で景観に影響を及ぼさないよう配慮することは難しいため、計画書に記載のとおり、環境の保全に関する配慮方針としては、「進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。」と考えます。</p>

表 7.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
景観	<p>・93 ページ「表 6-4 配慮すべき地域とその分布状況」の一覧表(区分の最下段)について、この表の区分の最下段(「人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき記載事項」)の5項目のうち、該当欄が×印となっている3項目については、「計画地及び周辺地域の状況」の欄の記述を、次のように修正するとともに×印をすべて○印に修正すること。</p> <p>各項目の修正文と修正理由は、次の通り。</p> <p>ア.当該区分の最上段(埼玉県原風景や特色ある情景を形作っている景観) (修正文)「<u>計画地及び周辺地域には分布しない。</u>」→「<u>計画地及び周辺地域は水田と秩父の山並み、富士山の全景が一体となった特色ある情景を形作っており、環境(景観)保全上、配慮すべき地域である。</u>」</p> <p>イ.当該区分の上から3番目(すぐれた自然の風景地等、人と自然がふれあう場) (修正文)「<u>計画地及び周辺地域には分布しない。</u>」→「<u>計画地及び周辺地域は水田と秩父の山並み、富士山の全景が一体となった美しい景観を有しており、優れた自然の風景地となっている。</u>」</p> <p>ウ.当該区分の最下段(文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気) (修正文)「<u>計画地及び周辺地域には町指定の文化財が分布しているが、計画地に近接する地域には分布していない。</u>」 →「<u>計画地及び周辺地域には町指定の文化財が分布しており、計画地に近接する地域には自然堤防上に形成された農村の風情を色濃く残す農村集落が分布している。</u>」</p>	<p>ご意見のア及びイについては、前述のとおり、秩父の山並み、富士山については、遠方であり「埼玉県の原風景や特色のある情景を形作っている景観」「すぐれた自然の風景地等、人と自然がふれあう場」というよりは「日常的景観」と考えます。</p> <p>ウについては、文化財あるいはこれに準ずる町並みではないため、×印としております。</p>
事業計画等について	<p>・94 ページ「表 6-5 対象事業による影響の回避または低減措置の検討」について、一覧表(区分の上から3番目)に建築物の高さ規制等の文章を追加すること。</p> <p>3.町及び地権者協議会への要望</p> <p>●景観保全を主眼とした地区計画の策定</p> <p>景観保全を主眼とした地区計画の策定を要望する。建築物の形態及び高さの最高限度(高さ規制)を設定することが必要である。</p>	<p>前述のとおり、秩父の山並みの垂直見込角は約2°、富士山の垂直見込角は約2.5°と小さいため、眺望地点によっては高さ5mの建物でも、秩父の山並みや富士山等の山々のスカイラインよりも高くなります。このため、建築物の高さを下げた場合でも、全ての場所で秩父の山並みや富士山等の山々のスカイラインに影響を及ぼさないよう配慮するのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しいものと考えております。</p> <p>本事業では、計画区域を市街化調整区域から市街化区域へ変更し、用途地域は工業地域に指定する予定でおります。建築物の高さの最高限度につきましては、ご意見にあります地区計画で定める予定でおります。具体的な限度につきましては、周辺環境にも配慮しつつ、今後、進出予定企業の意向等も踏まえて検討いたします。</p>

表 7.1-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
事業計画等について	<p>●企業の誘致は、環境への負荷の小さい業種を優先すべき 製造業を中心とした企業(できれば研究開発型企業)を優先して誘致を進めることを要望する。</p>	<p>立地可能な業種(建築物等)につきましては、地区計画に定めることができる「建築物等の用途の制限」において検討します。 貴重なご意見として、検討の際の参考にさせていただきます。</p>
	<p>●近接する集落における交通量の急増への懸念 前平沼における町道の交通量が急増しないよう、開発区域内の道路の配置・整備を含め十分な配慮をしてほしい。</p>	<p>ご意見いただきました近隣集落方面の交通量が急増しないよう、進出予定企業に周知する等の対応を検討致します。</p>
	<p>●町及び地権者協議会へのお願い これまでのような美しい景観が大きなダメージを受けて失われてしまうと大変心配していること、また景観の維持・保全のため、地区計画を策定して、建築物の最高限度の高さ規制を導入する必要がある旨の要望が出されていることを話していただきたい。併せて、今回の意見と要望についての理解と協力をお願いしていただきたい。 今回のインター南側地区の開発そのものに反対しているわけではなく、これまでと同様に美しい景観を維持・保全して欲しい、周辺住民の生活環境を維持し守って欲しいという観点から、今回のような意見と要望を言っている。</p>	<p>いただいたご意見・ご要望につきましては、川島インターチェンジ南側開発地権者協議会、日東商事株式会社グループ、川島町の3者で共有致しました。</p>
動物	<p>計画地周辺で確認された貴重な動物の1種にコウノトリを入れてはどうか。</p>	<p>準備書第3章の既存資料調査の結果に追加致しました。</p>
	<p>1.事業予定地周辺で活動している自然環境保全団体等から情報収集を行い、調査、予測及び評価に活かして欲しい。</p>	<p>事業予定地周辺で活動している自然環境保全団体等の資料等の情報も必要に応じて参考に準備書を作成致しました。</p>
	<p>2.川島インターチェンジ北側土地区画整理事業で判明した問題点および事後調査の結果を参考に、調査、予測及び評価に活かして欲しい。</p>	<p>川島インターチェンジ北側土地区画整理事業の事後調査結果等を参考に、調査、予測及び評価を行いました。</p>
	<p>3.事業地内に残る緑地及び創出する緑地の面積、植生等を明確にしてほしい。</p>	<p>準備書第2章に記載致しました。</p>

7.2 知事の意見と事業者の見解

第6章に示された知事の意見と事業者の見解は、表7.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
1 事業計画について	(1) 事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。	事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、土地利用計画を定めました。
	(2) 造成工事に伴う盛土については、汚染物質等を含まない安全な材料を使用すること。	造成工事に伴う盛土については、汚染物質等を含まない安全な材料を使用致します。
	(3) 圏央道建設に伴う調査において荒川自然堤防上から埋蔵文化財が発見されている。荒川及び入間川の自然堤防が計画地内まで続き、同様の遺跡が埋没している可能性があるため、慎重に工事を進めること。	埋蔵文化財包蔵地等に関しましては、関係課等と協議し、適切に対応を行ってまいります。
	(4) 水田地帯の改変に伴う水流の変化による周辺集落及び営農地への影響及び地下水への影響について言及し、状況を明らかにすること。	現在、水田に灌漑を行っており、地下に埋設されているパイプラインを基本としています。計画地内の灌漑排水は、切り回しを行う予定であり、下流に影響がないように計画しています。計画地外の水田については、用水路、排水路が十分に設置しており、雨水や耕作により湛水したものについては、排水する仕組みとなっているため、地下水への影響は極めて小さいと考えています。その旨を記載しました。
	(5) 供用時の進出企業による再生可能エネルギーの普及拡大及び省エネの推進により、温室効果ガス排出の削減に努めること。	進出企業に再生可能エネルギーの普及拡大及び省エネの推進により、温室効果ガス排出の削減に努めるよう指導してまいります。
2 調査、予測及び評価について	(1) 全般的事項 進出予定企業の業種を製造業、運輸業としているが、事業内容及び周辺環境への影響(交通流への影響を含む)を具体的に把握した上で、予測及び評価を行うこと。 なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行うこと。	最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行いました。
	(2) 騒音 道路交通騒音の予測、評価にあたっては、次の点に注意して行うこと。 ア 圏央道の高架部分による反射の影響を加味して予測・評価を行うこと。	高架部分による反射の影響を考慮し予測・評価を行いました。
	イ 事業予定地における一般的な道路断面における騒音の影響を把握できるようにすること。	事業予定地における一般的な道路断面における騒音の影響を把握できるように調査・予測・評価を行いました。
(3) 地盤 造成前後において、同じ地点で調査できるように調査地点を適切に選定し計測すること。	事後調査においては、造成前後において、同じ地点で調査できるように調査地点を設定致します。	

表 7.2-1(2) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
2 調査、予測及び評価について	(4) 動物・植物 ア 広範囲にわたり水辺環境が消失することとなるので、水生生物や湿生植物への影響に特に留意し、調査、予測及び評価を行うこと。	水生生物や湿生植物への影響に留意し、調査、予測及び評価を行いました。
	イ 植物の調査にあたっては、現地の実状にあった結果となるよう十分注意するとともに、荒川低地の水田環境の重要性に十分配慮し植物の多様性に留意して行うこと。	植物調査については、適切に現地状況を把握できるよう行いました。
	ウ 湧水が確認された場合には、当該湿生環境の改変に伴う予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。	本事業地内及び周辺地域において、湧水は確認されませんでした。
(5) 景観	水田地帯が消失することによる景観への影響が把握できるよう、調査、予測及び評価を行うこと。	水田地帯が消失することによる景観への影響が把握できるよう、調査、予測及び評価を行いました。
3 事後調査について	(1) 大気 供用後の進出企業が与える影響に合わせて調査項目を選定すること。	調査、予測、評価の結果、工事中及び供用時ともに将来予測濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、著しい影響はないものと評価いたしました。また、予測に用いた手法は環境影響評価において広く使用されており、予測の精度は確保されていると考えられるため、事後調査項目として選定いたしませんでした。
	(2) 大気・悪臭 調査地点は、四方又は風向に留意した地点とすること。	大気質については、上述のとおりであり、また悪臭につきましても、調査、予測、評価の結果、工事中及び供用時ともに将来予測濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、著しい影響はないものと評価いたしました。また、予測に用いた手法は環境影響評価において広く使用されており、予測の精度は確保されていると考えられるため、事後調査項目として選定いたしませんでした。
	(3) 騒音・振動・地盤 現況と供用開始後の影響を比較できる調査地点を選定すること。	事後調査項目として選定しました供用時の自動車交通の発生に伴う騒音につきましては、予測を行った地点と同様の地点で事後調査を行い、影響を比較できるよう致します。 また、地盤についても、工事前、工事中、供用開始後の影響を比較できる地点で事後調査を行い、影響を比較できるよう致します。
	(4) 動物・植物 保全すべき湿性環境が確認された場合には、講じた環境保全措置の状況を継続して把握すること。	環境保全措置の状況を継続して把握致します。

